

# NETISについて

平成28年 6月22日(水)

国土交通省中部地方整備局中部技術事務所

総括技術情報管理官 青山秀樹

## NETISとは

国土交通省が運用している新技術に係る情報を共有及び提供するためのデータベースで、新技術情報提供システム(**New Technology Infomation System**)の頭文字をとってNETIS(ネティス)といいます。

平成10年度より運用を開始し、平成13年度よりインターネットで一般にも公開。有用な新技術の情報を誰でも容易に入手する事が可能。

### 特徴

- NETIS掲載情報は、当該技術に関する証明、認証その他何ら技術の裏付けを行うものではなく、新技術活用にあたっての参考情報です。
- 申請情報は、技術開発者からの申請に基づく情報であり、その内容について、国土交通省が評価等を行っているものではありません。
- 評価情報は、当該技術の活用等を行った結果に基づき評価を行ったものであり、個々の現場の条件その他により評価は変わりうる等の性格を有するものです。
- 新技術の活用は、現場毎の条件の適合性等による判断に応じて設計・工事担当部署がそれぞれに行うものであり、評価結果に基づき当該技術の活用等の実施が保証されるものではありません。



# 新技術活用システムとは

新技術の峻別による有用な新技術の活用促進と技術のスパイラルアップを目的として、平成18年8月より、事後評価に重点を置いた「公共事業等における新技術活用システム」として本格運用したものであり、新技術活用提供システム(NETIS)を中核とする新技術情報の収集と共有化、直轄工事等での活用導入の手続き、効果の検証・評価、更なる改良と技術開発という一連の流れを体系化したものである。



## 目的

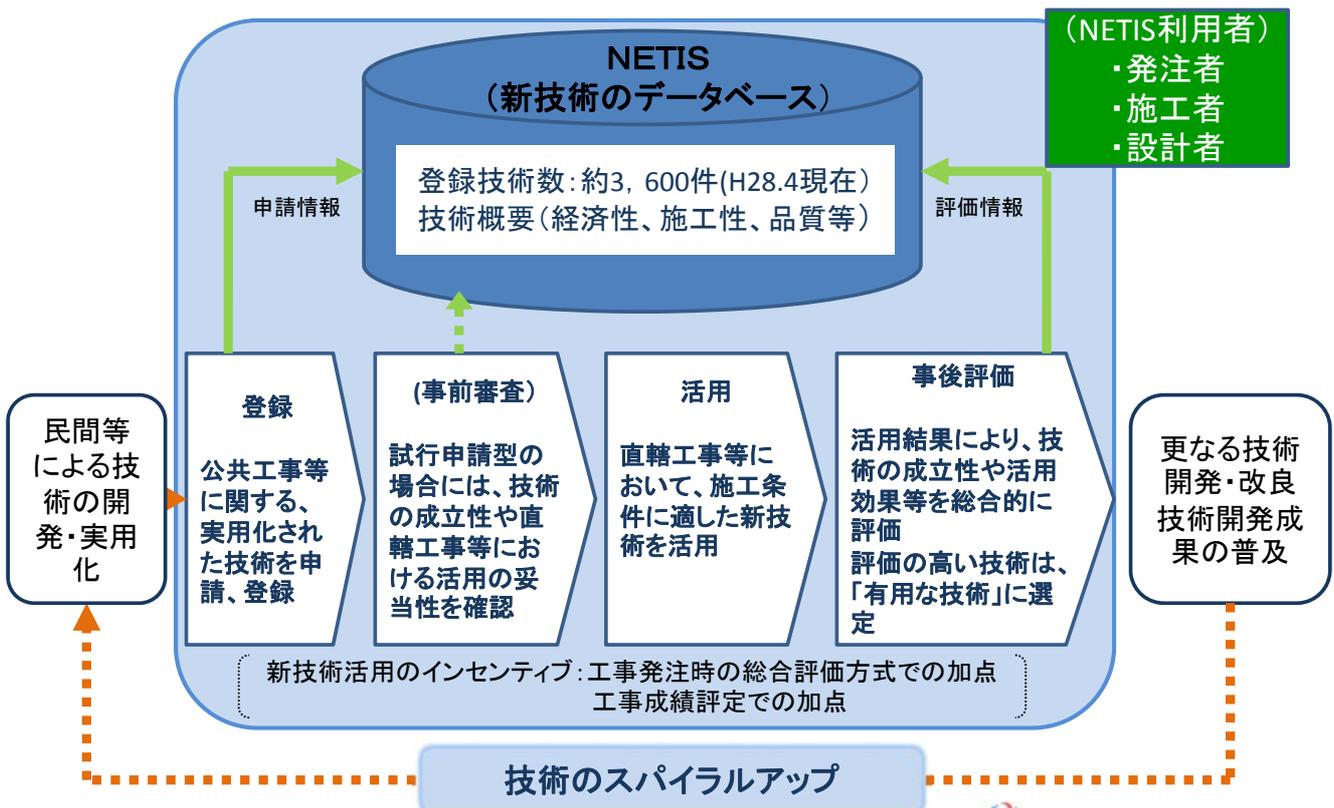
新技術活用システムは、公共工事等における新技術の活用検討事務の効率化や活用リスクの軽減等を図り、有用な新技術の積極的な活用を推進するための仕組みであり、新技術の積極的な活用を通じた民間事業者等による技術開発の促進、優れた技術の創出により、公共工事等の品質の確保、良質な社会資本の整備に寄与することを目的とする。

※公共工事等における新技術活用システム実施要領「1.2 新技術活用システム」より



国土交通省中部技術事務所

# 新技術活用システムの流れ



国土交通省中部技術事務所

# NETISの登録番号

## 例：CB－160006－A

↑ 登録地整の記号      ↑ 登録年度      ↑ 年度毎の登録番号      ↑ 区分

HK:北海道  
TH:東北  
HR:北陸  
KT:関東  
CB:中部  
KK:近畿  
CG:中国  
SK:四国  
QS:九州  
OK:沖縄

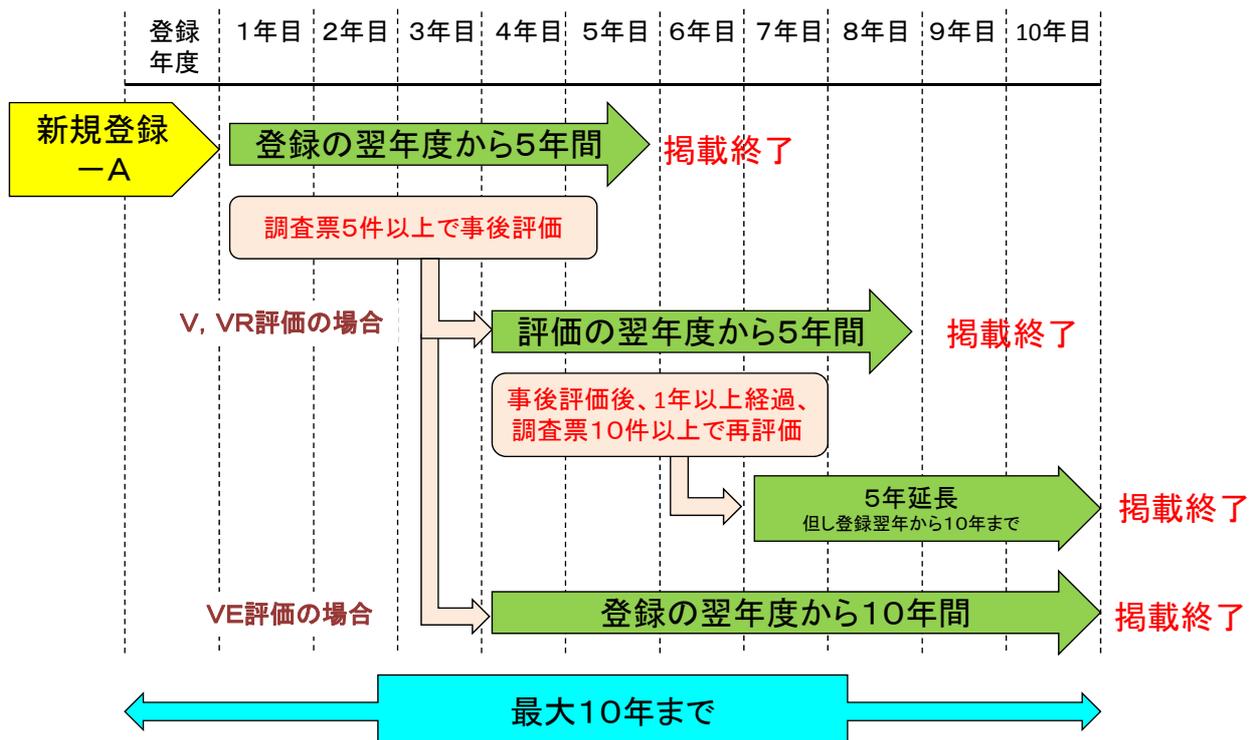
A : 未評価技術(評価情報が未掲載)  
V : 平成26年度より以前の実施要領による評価技術  
VE: 評価技術で活用調査票の報告が  
必要ない技術  
VR: 評価技術で活用調査票の報告が  
必要な技術

※港湾登録技術は上記記号の末尾にKを追加



国土交通省中部技術事務所

# NETIS掲載期間



国土交通省中部技術事務所

# NETISのメリット

評価が優秀な場合「**有用な新技術**」に選定され、これにより普及促進の対象になります

新技術を活用することにより課題が見つかり**改良・改善**につながります。

まずはNETISに登録して下さい。発注者や施工者はNETISを検索して新技術の情報を収集します

NETIS登録申請者

完成時  
完成後

工事成績評定において**加算**される場合があります。

施工時

コスト縮減、工期の短縮等が期待できます。

入札・  
契約時

総合評価落札方式での**提案**で加点の対象となる場合があります。

設計時

施工者



国土交通省中部技術事務所

## 有用な技術とは

推奨技術

準推奨技術

評価促進技術

活用促進技術

公共工事等に関する技術の水準を一層高めるために新技術活用システム検討会議において選定された、画期的な新技術。選定された技術は、『**〇〇年度(準)推奨技術(新技術活用システム検討会議(国土交通省))**』という名称を使用できます。

新技術活用システム検討会議において、他機関等の実績に基づき、公共工事等に関する技術水準等を高めることが見込める技術として選定された新技術。

各地方整備危局等の新技術活用評価会議において、総合的に活用の効果が優れている技術、特定の性能または機能が優れている技術、特定の地域のみで普及しており全国に普及することが有益と判断される技術等から選考され、選定された技術は『**活用促進技術(新技術活用評価会議(〇〇整備局))**』という名称を使用できます。



H28.5.16建通新聞より



国土交通省中部技術事務所

# 有用な技術（活用促進技術）の選定で...

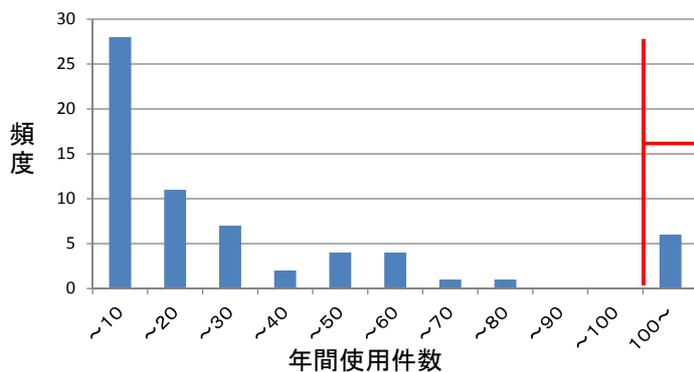
「中部地方整備局 新技術活用評価会議」では.....

「活用促進技術の選定要件は.....

- イ. 総合的に活用の効果が優れている技術
- ロ. 特定の性能又は機能が特に優れている技術
- ハ. 特定の地域のみで普及しており、全国的に普及することが有益と判断される技術
- ニ. その他評価会議が選考し指定する技術

※公共工事等における新技術活用システム実施要領「3.5.1 活用促進技術」より

再評価時における年間使用件数



年間100件以上採用している技術を、  
 その他評価会議が選考し指定するする  
 技術に位置付けし、「活用促進技術」と  
 して選定する

※平成27年度 中部地方整備局新技術  
 活用評価会議(H27.10.9)で上記規定を承  
 認。  
 但し、評価対象は平成26年度以降の再  
 評価技術を対象

# 新技術活用の方法について

発注者

発注者指定型

現場ニーズ・行政ニーズなどから必要と  
 される新技術を、発注者が特記仕様書  
 で指定することにより活用を行う型

施工者

施工者希望型

総合評価落札方式における技術提  
 案に基づき施工者が活用を行う型

施工者希望型

請負契約締結後に技術提案申請に  
 基づき施工者が活用を行う型

開発者  
 (NETIS申請者)

試行申請型

事後評価が実施されていない技術を  
 対象に、NETIS申請者の申請に基づ  
 き事前審査の結果を踏まえて活用を  
 行う型

フィールド提供型

地方整備局等が具体的な現場ニーズを提示  
 して技術を公募し、提示条件等を満足する  
 技術の中から優れた技術を選び活用する  
 型

# NETISの新規登録申請の基本的な流れ

## ①NETISホームページにアクセスして下さい

NETISのホームページ：<http://www.netis.mlit.go.jp/>

## ②申請に必要な以下の書式、書き方のポイントをダウンロードして下さい

様式1・・・登録申請書  
様式2・・・技術概要説明資料  
様式3・・・技術詳細説明資料  
様式4・・・比較表

## ③申請書の書き方をご理解の上、作成して下さい

## ④ヒアリングを予約して下さい

申請・相談窓口は各地整 技術事務所施工調査・技術活用課等

## ⑤申請・相談窓口でヒアリングを受けて下さい

## ⑥登録に必要な追加書類を提出していただく場合があります

## ⑦NETISへの登録手続きを開始します



国土交通省中部技術事務所

# 中部技術事務所における新規登録申請の流れ

## ①「事前打合せ」の予約をして下さい

窓口：中部技術事務所 施工調査・技術活用課  
Tel 052-723-5701

## ②「事前打合せ」

申請者の方は、パンフレット等の既存資料を持参いただき、下記事項を打合せします。

※この段階では申請書類は不要です。

- 新技術として登録できるか否かの相談
- 従来技術の設定
- その他、申請書類の書き方の質疑応答 等

## ③「技術相談1」

「様式2」のみ作成の上、下記事項を打合せします。

- 新技術であること。(また、同一技術の再登録でないこと)
- 従来技術の設定が、当該技術の評価の対象として適切であること
- 申請書類に不備(矛盾、遺漏等)が無いこと

## ④「技術相談2」

上記「技術相談1」で打合せした内容に基づき作成した「様式2」及び、それに基づき作成した「様式1, 3, 4」を持参の上、「申請書類に不備(矛盾、遺漏等)が無いこと」等を確認し、要件を満たした場合、登録申請書類を受理します。

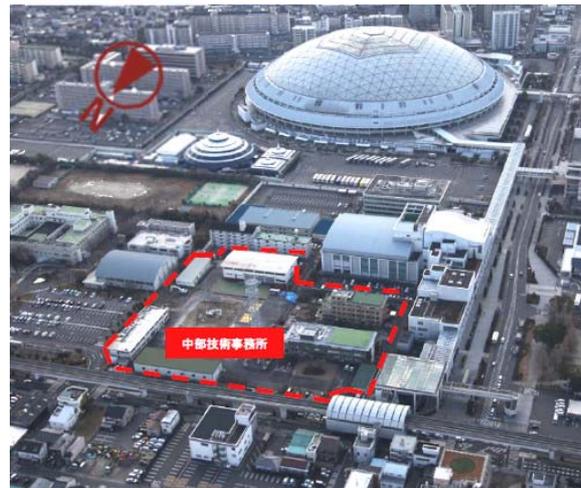
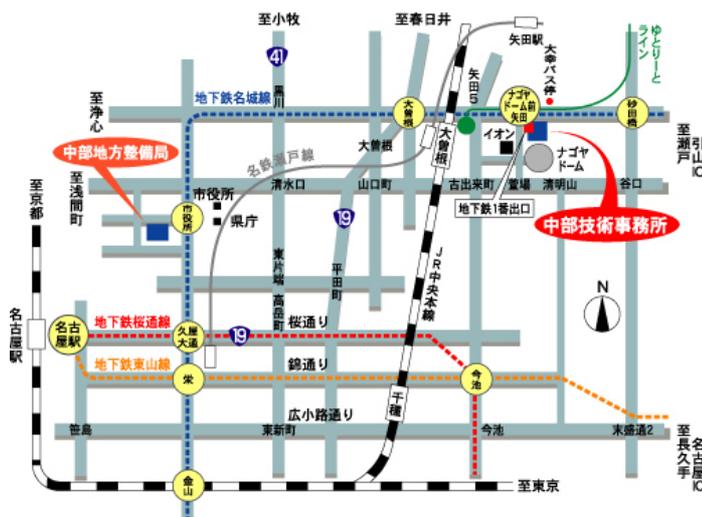
## ⑤所内決裁を経て、NETIS登録

※NETIS掲載は、原則第2金曜日に行われます



国土交通省中部技術事務所

# 中部技術事務所へのアクセス



地下鉄名城線「ナゴヤドーム前矢田駅」下車1番出口より徒歩1分  
ゆとりーとライン「ナゴヤドーム前矢田駅」下車徒歩1分

国土交通省中部地方整備局中部技術事務所 施工調査・技術活用課  
〒461-0047 愛知県名古屋東区大幸南1-1-15  
TEL 052-723-5701(代表)

 国土交通省中部技術事務所

## 申請受理の要件

### 申請受理の要件

申請窓口は、登録申請書類に記載されている情報等に基づき、技術特性等可能な範囲で以下の要件について確認し、要件を満たすものについては、登録申請書類を**受理**するものとする。

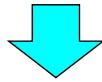
- ①登録申請書類に不備(記載事項の遺漏)がないこと
- ②申請技術が新技術であること
- ③同一技術の再申請でないこと  
ここに「同一技術」とは、以下のすべてに該当するものをいう。
  - イ 申請技術の原理が、NETIS登録技術と同じ又は酷似している
  - ロ 申請技術の適用範囲、適用効果が、イのNETIS登録技術と同じ又は概ね同等である。
  - ハ 申請技術の技術開発者が、イのNETIS登録技術の技術開発者と同じ又は同系列の組織に属している等 イのNETIS登録技術の技術開発者の関係者とみなすことができるとき
- ④登録申請書類の「技術詳細説明資料」に記載する従来技術が、当該技術の評価の比較対象として適切であること。

※公共工事等における新技術活用システム実施要領 より

 国土交通省中部技術事務所

# 申請受理のポイント①

## ①登録申請書類に不備(記載事項の遺漏)がないこと



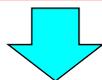
- 1) 空欄は不可…例えば「特になし」、「制限なし」、「該当なし」等であってもその旨、記載すること
- 2) 誤字脱字は不可
- 3) 様式相互、同一様式の個々の項目で、記載内容に矛盾がないこと  
例)「概要」や「期待される効果」で、『20%経済性が向上』と記載し、「活用の効果」では『10%経済性が向上』となっている場合



国土交通省中部技術事務所

# 申請受理のポイント②

## ②申請技術が新技術であること



**「新技術」とは、技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している公共工事等に関する技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術**

※公共工事等における新技術活用システム実施要領 より

### ダメな例

- 1) 施工性(工程)が20%向上すると記載しながら、その歩掛調査等のデータがない
- 2) 実物がない
- 3) 工法や手法が新しいだけで、活用の効果が向上していない
- 4) 同一技術が、既に市場に多数存在する場合



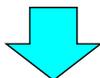
国土交通省中部技術事務所

## 申請受理のポイント③

### ③同一技術の再申請でないこと

ここに「同一技術」とは、以下のすべてに該当するものをいう。

- イ 申請技術の原理が、NETIS登録技術と同じ又は酷似している
- ロ 申請技術の適用範囲、適用効果が、イのNETIS登録技術と同じ又は概ね同等である。
- ハ 申請技術の技術開発者が、イのNETIS登録技術の技術開発者と同じ又は同系列の組織に属している等 イのNETIS登録技術の技術開発者の関係者とみなすことができるとき



掲載期間が満了した技術で全く改良点がないものの再申請はダメ

※中部技術事務所では、過去中部で申請受理した技術は、上記のようなケースでも申請できないか相談に応じますので、この様な事例でも一度相談下さい

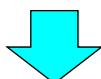
同一技術とは上記の通りであり、他社で開発した技術であれば、特許審判等の問題がなければ登録できる可能性が大きいと思われまますので、ご相談下さい。中部技術事務所では、類似技術との相違点を見いだすような方向で相談に応じます。



国土交通省中部技術事務所

## 申請受理のポイント④

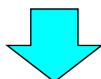
### ④登録申請書類の「技術詳細説明資料」に記載する従来技術が、当該技術の評価の比較対象として適切であること。



活用効果調査及び活用効果評価の継続対象とする技術

<選定要件>

- ①耐久性の確認等、追跡調査が必要な新技術
- ②調査内容を変更したうえで、改めて事後評価する必要がある新技術
- ③従来技術を変更したうえで、改めて事後評価する必要がある新技術
- ④活用効果調査結果にばらつきがあり、その理由が不明なため継続調査が必要とされた新技術



ダメな事例

- 1) 凍結抑制舗装で、従来技術が「ロードヒーティング」
- 2) 類似工法と著しく単価が異なる場合(次の例参照)

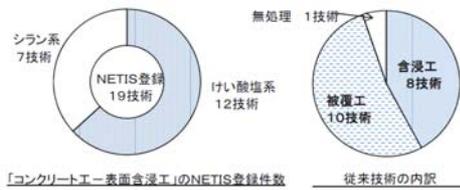


国土交通省中部技術事務所

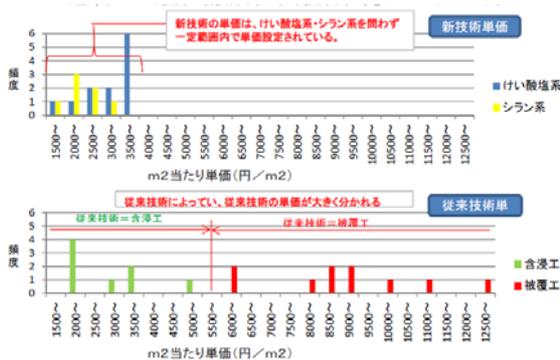
# 従来技術の設定により評価が異なってくる例

## 「コンクリートエー含浸工」における事例

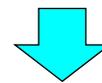
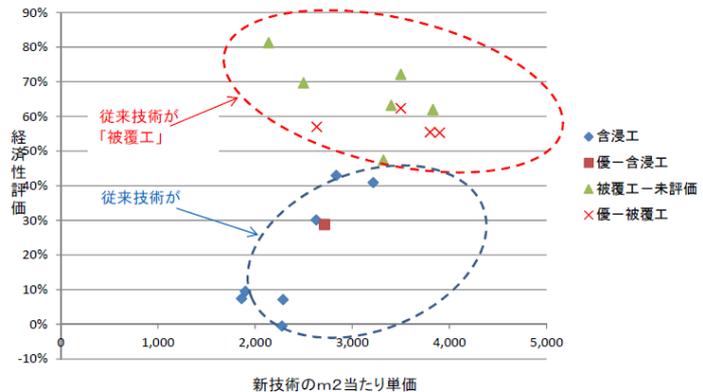
### NETIS登録技術の内訳



### 単価の分布



### 新技術単価と経済性の傾向



「コンクリートエー含浸工」の従来技術は、「含浸工」に統一した

## その他アドバイスしている点

受理要件は、前ページまでのおりですが、中部技術事務所では、**申請技術がより多く採用されるようにとの観点**で、以下の点もアドバイスしています。

### ①技術名称

例: Facet → Facet(ファセット) ※名称の後にカタカナを付ける  
NETISで検索しやすいように指導している

### ②副題 副題を見ただけで技術の内容が把握できるよう指導している

例1: コンバリアS

「……根固めブロック」 → 「多用途コンクリートブロック」

※セールスポイントとして、根固めブロック以外として、擁壁、仮設材等として使いたいとの意向でしたので、上記のような名称を助言

例2: あいまいな表現が真っ先にくる

「環境に優しい〇〇技術」、「当社が誇る△△を活用した□□技術」  
「××賞受賞した技術」

### ③どの様な条件の場合、効果が大きくなるかを一緒に検討

例: コンクリート二次製品 多くが現場打より材料単価は高い  
→ 施工が早い利点を絡ませ、仮設材も含めたコスト比較を提案

# ご静聴ありがとうございました

